

青 経 産 号 外
令和 7 年 1 月 9 日

報 道 機 関 各 位

青森県経済産業部経済産業政策課長

令和 7 年 青森県東方沖を震源とする地震による災害
に係る中小企業金融対策について

県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の「災害枠」に、
「令和 7 年 青森県東方沖を震源とする地震による災害」を指定しましたので
お知らせします。

なお、本日付で県内の各金融機関、各商工団体あてに周知したことを申
し添えます。

1 災害枠の条件等

融資対象	令和 7 年 青森県東方沖を震源とする地震による災害の 影響により事業活動に影響を受けている中小企業者
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	30,000 千円
融資利率	融資期間 3 年以内の場合は 1.4 % 融資期間 3 年超の場合は 1.6 %
融資期間	10 年以内（据置 2 年以内）
保証料率	0.45 %～1.90 %
その他の	同資金の「経営安定枠（売上減少等を対象）」と別枠 での利用が可能

2 施行日

令和 7 年 1 月 9 日

報道機関用提供資料	
担当課	経済産業部 経済産業政策課
担当者	中小企業金融グループ 長谷川 GM、阿保
電話番号	直通 017-734-9368 内線 3631
報道監	経済産業部 次長 山口 郁彦